

草津市特定旅館建築規制審議会 委員募集要項

草津市では、特定旅館の建築およびその営業が青少年の健全な育成と周辺住民の清純な生活環境を害することにかんがみ、これらに必要な規制を加えることにより、市民の清純な生活環境の保全を図ることを目的とした草津市特定旅館建築規制条例を制定しています。

この条例の施行に関し、市長の諮問に応じ調査および審議するため、草津市特定旅館建築規制審議会（以下、「審議会」という。）を設置しており、審議会での議論に多彩な市民の考え方が反映されるようにすることが望ましいことから、下記のとおり公募委員を募集します。

1. 募集人数

2名

2. 任期

令和8年8月1日 ～ 令和9年7月31日

3. 応募資格

草津市内に在住か通勤、通学する方、市内で活動する団体、市内で事業を営む方のうち18歳以上の方。

ただし、次の方を除きます。

- ・ 高等学校に在学中の方
- ・ 国・地方公共団体の議員および市の職員（会計年度任用職員を含む。）
- ・ 市の審議会等の委員になっている方

3. 委員の役割

委員は審議会に出席し、旅館の届出については、特定旅館に該当するか否か、特定旅館の同意については同意するか否かをそれぞれ審議するものです。

なお、審議会は建築主が、旅館または特定旅館を建築する場合で、市長が審査会に諮問する場合のみ開催されることから、不定期な開催となります。また、旅館等の建築がない場合は、任期中に審議会の開催がないことになります。

4. 報酬

審議会1回の出席につき、6,800円（源泉徴収有）

5. 委員構成

審議会は、この公募により選ばれた委員と学識経験者から選ばれた委員とで構成されます。(全体で10名以内)

6. 応募方法

令和8年5月29日(金)までに、直接か郵送、Eメールで、下記の提出書類を記入のうえ、提出して下さい。

(1) 提出書類

- ・ 応募用紙 (郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号)

(2) 提出先

- ・ 住所 : 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所建築政策課(4階)
- ・ メール : kenchiku@city.kusatsu.lg.jp

(3) その他

- ・ 面接による選考をさせていただきます。
面接日 : 応募時に日程調整いたします。
- ・ 提出書類については、返却いたしませんのでご承知下さい。

7. 応募用紙の配布場所

草津市役所 建築政策課、または市のホームページからダウンロードして下さい。

8. お問い合わせ

草津市役所 建築政策課 住所 : 草津市草津三丁目13番30号 (市役所4階)
電話 : 077-561-2378 (ダイヤルイン)
FAX : 077-561-2486
ホームページ : <http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>
Eメール : kenchiku@city.kusatsu.lg.jp

9. 委員の選考

面接による選考により決定します。

結果は、令和8年6月下旬に、応募者全員に郵送にて通知します。